

者の評価が正しくない場合、適切に検査が行われるまで検査が続く、運転再開できない。

定期検査のうち、保安院と基盤機構が見る部分があり、圧力容器などの検査記録の確認や健全性評価の結果は、基盤機構が分担をするが、もちろん国の定期検査という基準には変わりはない。また、基盤機構が定期事業者検査の体制が適切かチェックするが、その時に国が定める健全性評価どおりに行われているかどうかも併せて見る。

Q 健全性評価小委員会は、第三者委員会という意味か。小委員会が今後、事業者の報告が適切か審査するのか。

A 国の審議会。事業者の検査・評価結果が適切かは規格という明確なルールがあるので保安院がチェックできる。小委員会では例えば規格では想定外の新しい事象について

て諮り、意見・評価をいただくようなことも考えている。

Q 最終的には、その検査結果の評価の責任は原子力安全・保安院が持つということか。

A そのとおり。保安院は定期検査終了という事で評価・判断しているので責任がある。

意見 保安院は常に安全神話にのったような考え方に立たれると困る。厳正中立の保安院にメーカーからの人が入るのはどうなのか。保安院の構成、性格というものを厳しくしていただきたい。

**意見**

国策である原子力発電、国が責任を持つ安全性の問題、この部分でどうして保安院が前面に出て、広報活動、色々な問題について詳しく、そして安全なもの安全とはつきりと言えないのか非常に疑問。国が原子力行政に責任を持つならば、保安院の行っていることや出した結論について特に立地点の住民には知らせるべき。そうすることが私どもに対す一つの基準にもなるわけだし、その辺を特に強化

して頂きたい。

Q 健全性評価は、き裂だけが対象か、変形など他の欠陥は該当しないのか。

A 変形なら修理・補修すべきかは容易に判断できるが、き裂の場合、これが将来どういう影響を及ぼすか直ちに判断できないことがあり、健全性評価を行う。

Q 福島や柏崎刈羽の原発での水素爆発の疑いのあるトラブルについて、東電は国への報告・通報義務はなく、事故隠しには当たらない、一方、保安院は技術情報の共有化の観点から公表が望ましかったと言っており、双方の意見・考え方が食い違っているが、保安院はこの問題をどう考え、東電へはどう指導したのか。

A 担当外で正確な答えは難しいが、今回の事象は事故・トラブルではないが、将来何か別のトラブルに発展する可能性が否定できず、情報の共有化が必要だったという認識。制度改正で事故・トラブル報告基準が明確化され一定の

線を引く形になるので、事業者自ら基準以下の軽微な事象も含めた情報の公開と共有化を進めることが大事と考える。

Q このトラブル時の'93〜'97年は報告義務が無かったのか。

A (東電) 現在運用中の法律・通達の内容は、当時と変わっていない。従って、報告義務は無い。



Q この後、中部電力・浜岡原発で01年11月に同様な事故が発生、先のトラブルをきちんと報告をしておけば、この事故が防げたのでは。それが公開性、情報の共有化につながり、大事なこと。

地域の会へもこの話は一切